

平成 23 年 2 月 4 日
(財)日本バスケットボール協会
審判規則部登録担当 貫井 義昭

各都道府県所属 審 判 長 殿
各都道府県所属 審判登録責任者 殿

TeamJBA 平成 23 年度の登録手続き開始日について

TeamJBA(会員登録管理システム)への審判登録データの移行手続きについては、各都道府県所属の審判長及び登録担当の責任者又はアシスタントの方々のご協力を得ながら進めてまいりましたが、平成 23 年 1 月末までに登録審判員の 99%にあたる 6,549 名の手続きを完了することができました。どうもありがとうございました。

引き続き、平成 23 年度の審判登録について御協力をお願いすることとなりますので、以下の資料を参照していただき、各都道府県内の手続きを進めていただきたくお願いする次第です。

なお、手続きマニュアルは現在作成中ですので、もうしばらくお待ちください。

1 登録に関する確認事項

- (1) 今年度 (平成 23 年度) は、審判登録 (2 年間) の 2 年目です。
- (2) 今年度日本公認へ昇格予定の審判員は、追加公認となります。
- (3) 平成 24 年度は、登録審判員全員を対象とした更新登録となります。
- (4) 昨年度 (平成 22 年度) TeamJBA へデータ移行を行わなかった審判員は登録リストに氏名が登載されていません。
- (5) 昨年度 (平成 22 年度) において、資格返上を申し出た上で TeamJBA へデータ移行を行わなかった審判員は、登録リストから抹消させていただきました。

2 今年度の登録手続きの開始日について

日本協会から正式な通知があれば、部会ニュース等で連絡する予定としておりますが、現在のところ以下のとおりとなっております。

・登録手続き開始日 平成 23 年 2 月 18 日 午前 0 時から (予定)

3 各種手続きの御案内

(1) 追加公認

基本的な手続き方法は、今回の TeamJBA の審判データ移行手続きと同様となります。

データ移行時と異なり、基本情報（移行データ）がない分、個人情報をご正確に入力していただく必要があります。特に、氏名、ふりがな、英文表記、生年月日等は一旦入力確定してしまうと個人（メンバー職責）では変更が不可能となりますので十分注意する必要があります。

次に該当する方は、特に注意が必要です。

平成 22 年度において TeamJBA で競技者登録している方

高校や大学でチームに所属している場合、クラブや実業団でチームに所属している場合、本人が競技者登録されている認識がない場合があります。

今年度の競技者登録が完了している場合、登録する本人が、意識がなく審判登録手続きを進めると、二重登録の可能性がありますとのメッセージが手続き中に表示される場合があります。このメッセージを無視して登録を続けると、登録は可能なので二重登録になってしまい、その後の手続きに支障がでる可能性があります。

今年度の登録手続きを行うにあたり、所属は一旦無所属になっていますが、既に取得している競技者登録の TeamJBA のメンバーID を使って登録する必要があります。

逆に、審判登録を完了した後に、競技者登録を行う場合は、既に審判登録で取得した TeamJBA のメンバーID を使って登録する必要があります。

登録事務を本人が行わない場合、登録事務を行うチームの代表者に審判登録で取得した TeamJBA のメンバーID を事前に連絡しておく必要があります。

平成 22 年度において TeamJBA でコーチ登録している方

該当する審判員は、既に取得している TeamJBA のメンバーID を使って登録する必要があります。

登録する本人が、意識がなく審判登録手続きを進めると、二重登録の可能性がありますとのメッセージが登録手続き中に表示される場合があります。このメッセージを無視して登録を続けると、登録は可能なので二重登録になってしまい、その後の手続きに支障がでる可能性があります。

追加公認の手続きする場合、加入コードが必要となりますので、各都道府県の審判登録責任者が設定した加入コードを事前に入手し、登録手続き中に入力していただく必要があります。

登録完了後、登録料の納入(8,000円/一人)が発生しますので、TeamJBAで指定された納入方法で期日までに手続きを行う必要があります。

(2) 上級審判員へ昇格

日本協会の審判登録責任者において、2月10日までに昇格設定を完了する予定となっております。今年度の登録手続きが開始されてから、順次手続きを行っていただきます。

なお、昇格対象者は登録料の追加納入(1,000円/一人)が発生しますので、TeamJBAで指定された納入方法で期日までに手続きを行う必要があります。

(3) 他の都道府県へ移籍

移籍手続きについては、部会ニュースでもお知らせのとおり、手続きを再開しております。他の都道府県へ移籍を希望する審判員は、次の方法で手続きを完了させてください。

移籍を希望する審判員は、現在所属している都道府県所属の審判長へ移籍する旨の連絡をする。

連絡を受けた審判長は、希望移籍先の審判長と連絡を取り、事務手続きの開始を連絡する。

各都道府県所属の審判登録事務責任者へ移籍手続きを依頼する。

この連絡は、移籍前・移籍先のどちらの都道府県でも必要です。

移籍を申請した本人が、TeamJBAのマイページから移籍手続きを行う。

移籍先の都道府県の入力をする事となります。

申請が行われると、各都道府県所属の審判登録責任者の方は、以下の手続きを行う必要があります。

移籍を申請した本人から移籍承認依頼メールが届くので、審判登録責任者の職責で TeamJBA へログインし承認手続きを行う。

移籍先の都道府県所属の審判登録責任者に移籍承認依頼メールが届くので、審判登録責任者の職責で TeamJBA へログインし承認手続きを行う。

日本協会の審判登録責任者に移籍の最終承認依頼メールが届くので、最終承認されると、関係者に移籍完了メールが届き、全ての手続きが完了します。

例年、移籍申請は年度末に多数発生します。また、この時期は登録料の申請などの事務手続きが重なるので、手続きの順序を決めておく必要があります。(手続きの順番を間違えると、登録料などの費用の振替作業が必要となる場合があります。)

今後の移籍事務手続きにおいては、以下のケースを参考としてください。

年度途中に移籍する場合

上記(3)の移籍手続きに沿って行う。

各都道府県によっては、諸経費が発生する場合がありますので、そのような場合は、TeamJBAとは独立して各都道府県で費用を回収する。

年度末から年度初めにかけて移籍する場合

既に審判登録されている方が移籍する場合

順番は、移籍手続き、登録手続き

新規に審判登録されている方が移籍する場合(移籍先確定)

順番は、移籍先の都道府県で審判登録、(移籍手続き必要なし)

移籍先の都道府県での加入コードが必要となります。

新規に審判登録されている方が移籍する場合(移籍先未確定)

順番は、現在登録している都道府県で手続き、移籍手続き

この場合、各都道府県での諸経費の徴収事務の一部がTeamJBAで代行されるため、移籍後に諸経費の回収金について、当該の都道府県間で調整する必要があります。

(4) 審判資格返上

審判資格の返上手続きについては、審判登録データの移行手続きを完了された方であれば、原則いつでも行うことができます。

ただし、来年度(平成24年度)は、登録審判員全員を対象とした更新登録の年に該当しますので、登録料請求などの事務手続きが発生する関係で、手続きを行うことができる期日を後日設定させていただきます。

(5) 上級リタイア

日本協会上級審判員の資格保持者が資格返上する場合は、全ての資格を返上する(上記4の審判資格返上に該当)場合と、上級資格のみを返上する(日本公認の資格は継続する手続き)の2通りがありますので注意してください。

上級資格のみを返上して日本公認の資格は継続する場合の手続きについては、審判登録データの移行手続きを完了された方であれば、原則いつでも行うことができます。

ただし、来年度(平成24年度)は、登録審判員全員を対象とした更新登録の年に該当しますので、登録料請求などの事務手続きが発生する関係で、手続きを行うことができる期日を後日設定させていただきます。

4 手続き完了日について

上記3(1)の追加公認及び3(2)の上級審判員の昇格の手続きについては、次に掲げる期限までに手続きを行って下さい。

・登録手続き完了日 平成23年3月28日(月) 午後24時まで

5 その他

そのほかご不明な点は、各都道府県所属の審判登録責任者へご照会いただくか、下記メールアドレスまでお願いします。

日本協会審判登録責任者 貫井義昭 rabbit-nukui@jcom.home.ne.jp